

○三原市自主防災組織育成支援事業補助金交付要綱

平成24年3月15日

要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市自主防災組織育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、三原市自主防災組織設置推進要綱（平成19年三原市要綱第68号）の規定に基づき設立の認定を受けた組織をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、自主防災組織が地域の防災活動として実施する、防災訓練、地域防災マップ作成及び防災施設等整備とし、1つの自主防災組織につき、防災訓練については年度毎に1回、地域防災マップ作成及び防災施設等整備については3箇年度に1回を限度とする。ただし、地域防災マップ作成については、初回の作成に係る申請をする自主防災組織を優先し、防災施設等整備については、三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付要綱（平成19年三原市要綱第69号）の規定により助成金を交付した自主防災組織には、当該助成金を交付した年度においては対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる金額を上限とし、補助対象事業に要した経費とする。

補助対象事業	組織規模	補助限度額
防災訓練	一律	15,000円
地域防災マップ作成	一律	200,000円
防災施設等整備	100世帯以下	50,000円
	101世帯以上	100,000円

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自主防災組織育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その旨を三原市自主防災組織育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで自主防災組織育成支援事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受け取ったときは、審査のうえ、補助金の額を確定し、その旨を、三原市自主防災組織育成支援事業に係る補助金確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、補助金の額の確定通知を受

け、補助金を請求しようとするときは、三原市自主防災組織育成支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日三原市要綱第19号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日三原市要綱第11号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日三原市要綱第27号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日三原市要綱第67号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。